

# 市制施行50周年記念事業に向けて

本市は、平成二十八年十月一日に市制施行五十周年を迎えます。この大きな節目を祝い、本市のさらなる飛躍・発展に向けた契機とするため、五十周年記念事業を実施します。市では昨年十二月に、同事業の基本方針を策定しました。また、広く市民の皆さんの提案を事業に反映するため、プレゼン大会を開催します。



当時の平市民会館で開催したいわき市誕生記念式典

## 基本方針を策定

**○五十周年記念事業の実施**  
本市は、昭和四十一年に十四市町村が大同合併して誕生し、平成二十八年十月一日に、市制施行五十周年を迎えます。

この大きな節目を、全市民を挙げて祝うとともに、本市がこれまで歩んできた道のりに思いをはせ、将来を展望するなど、本市のさらなる飛躍・発展に向かい躍動する契機とするため、市制施行五十周年記念事業を実施します。

**○基本方針の概要**  
記念事業の基本理念や実施方針、事業構成などの方向性を示した「いわき市制施行五十周年記念事業基本方針」を、昨年十二月に策定しました(図1)。(図2)

## 〈図1〉市制施行50周年記念事業基本方針①

### ○基本理念

市制施行50周年という大きな節目を、全市民を挙げて祝うとともに、本市が積み重ねてきた歴史や先人たちの業績などを見つめ直し、あらためて、このまちに誇りを持ち、まちを愛する心をさらに高める機会とします。

そして、市民をはじめ、地域、企業、各種団体、行政等、本市に関わるさまざまな主体が一つとなり、震災前にも増して活力と創造性に満ち溢れ、光り輝く本市の将来を展望し、さらなる飛躍・発展に向かい躍動する契機とするため、市制施行50周年記念事業を実施します。

### ○実施方針

基本理念を踏まえ、次の実施方針に基づいて記念事業を実施します。

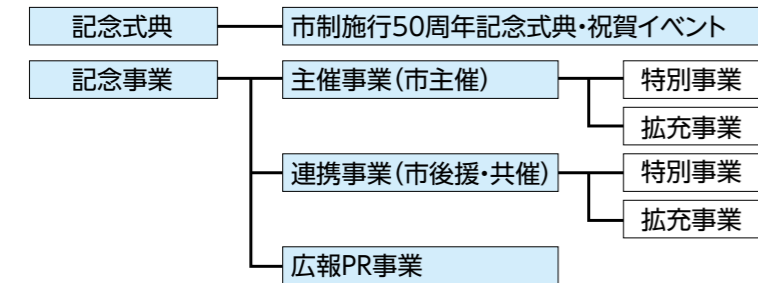
- (1)市民をはじめさまざまな主体が連携し、交流を深め、人と人との絆を強める。
- (2)地域の特色・歴史や文化を生かしながら、まちのちからをさらに高める。
- (3)郷土・故郷への誇りと愛着心を高め、その思いを未来へ引き継ぐ。
- (4)次世代を担う子どもたちの夢や希望を育む。
- (5)本市の魅力や明るく元気な姿を国内外に向けて発信・アピールする。



## 〈図2〉市制施行50周年記念事業基本方針②

**○記念事業の実施期間** 平成28年4月1日～平成29年3月31日

### ○事業構成



### ○実施体制

市は、庁内に市制施行50周年記念事業検討委員会を設置し、記念事業の円滑な実施に向けた検討を行っており、引き続き、同検討委員会を中心に全体計画の立案や個別事業の選定に向けた作業などを実施します。

なお、個別の記念事業の準備・実施に当たっては、事業を所管する各課等が中心となり、市民の皆さんを交えた準備などが必要な場合は、それぞれ準備委員会や実行委員会等の設置を検討します。

このほか、事業内容の充実や事業間の連携性を高め、より効果的な事業の展開につなげる観点から、専門的な知見を持つ民間事業者の活用などについても検討します。

## 五十周年記念事業 プレゼン大会を開催

### ○プレゼン大会とは

広く市民の皆さんの提案を記念事業に反映するため、記念事業のアイデアを公募し、そのアイデアを公開の場で提案してもらう「いわき市市制施行五十周年記念事業プレゼン大会」を開催します。

「記念式典の中で市民の一体感を高める」○な企画をやってみてはどうかや、「自分たちの手で今までにない」○ないイベントを開催したいなど、創意工夫を凝らした斬新なアイデアをお待ちしています。

なお、上位に入賞したアイデアは、市と提案者が協議し、可能な限りプレゼン内容に沿った形での実現を目指します。

### ○プレゼン大会の概要

- ▼開催日 5月16日(土)
- ▼開催場所 市文化センター大ホール
- ▼出場者数 10～15人またはグループ
- ▼プレゼン方法 10分以内  
自由にアイデアを説明



(パワーポイントなどの使用も可)

※出場者は、一次審査(書類審査)で決定します。

### ○応募方法など

▼記念事業の要件 次の要件を全て満たす事業

- ①平成28年4月～平成29年3月の間に実施する事業であること
- ②市制施行50周年記念事業の基本理念に沿ったソフト事業であること

- ▼応募資格 本市に在住または本市にゆかりのある方(出身者、市内に通勤・通学している方など)や、団体など
- ▼応募方法 応募用紙に必

要事項を記入し、〒970-8686 ふるさと再生課へ(直接持参、FAX 22-74688、Eメール satosaisei@city.iwaki.fukushima.jp)

▼応募期限 2月23日(月)必着

※募集要項および応募用紙は、ふるさと再生課、各支所・公民館などに備え付けているほか、ホームページからも入手できます。

◆ ◆ ◆

プレゼン大会の開催などを経て、本年十月ごろには、記念事業を構成する各種事業の内容や、事業実施のスケジュールなどを決定する予定です。

○お問い合わせ  
基本方針に関すること

総務課総務係  
☎22-74011

・プレゼン大会に関すること  
ふるさと再生課  
広報グループ  
☎22-7438